

平成28年8月29日
都市局公園緑地・景観課

「明日香村における歴史的風土の保存の推進など、 今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか」（答申） ～社会資本整備審議会～

社会情勢の変化や「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備に関する特別措置法」及び「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づいてこれまで取り組んできた施策の成果等を踏まえた今後の古都保存行政のあり方について、平成26年2月に国土交通大臣から社会資本整備審議会長に対して諮問がなされました。

今般、この諮問に対して、明日香村における歴史的風土の保存・活用の推進、古都保存における多様な主体との連携・協働の推進、地域の魅力向上につながる歴史まちづくりの推進等を内容とする答申をいただきました。

平成26年2月27日の諮問では、明日香村における歴史的風土の保存等の推進のための方策や、古都における歴史的風土の保存活動の担い手確保などの問題に対応するための方策、地域の歴史的資源を活かしたまちづくり（歴史まちづくり）における景観等の関連施策との連携等について検討するものとされていました。

これに対し、社会資本整備審議会（会長：三村明夫 新日鐵住金(株)相談役名誉会長、日本商工会議所会頭）では、これまで、都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会に設置された「明日香村小委員会」及び「古都保存のあり方検討小委員会」において審議が行われてきました。

今般の答申は、各小委員会で審議された事項をとりまとめたものであり、

- ・明日香村における景観の維持・向上や観光振興の取組の継続等、歴史的風土の保存・活用の推進
- ・歴史的風土の保存の担い手やサポーターの拡大や歴史的風土の価値の情報発信等、多様な主体との連携・協働による古都保存の推進
- ・景観施策の充実や民間の資金・ノウハウの一層の活用による歴史文化資産の保全・活用等、地域の魅力向上につながる歴史まちづくりの推進

を主な内容としているものと、これを踏まえた「歴史的風土保存計画変更（案）」からなっています。

答申本文やこれまでの審議経過等については、以下のページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s203_rekishi01.html

＜お問い合わせ先＞

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	景観・歴史文化環境整備室
課長補佐 三井 雄一郎	電話 03-5253-8111（内線 32983）
古都保存係長 陣野原 章	電話 03-5253-8111（内線 32988）
	直通 03-5253-8954
	F A X 03-5253-1593